

野木町いじめ防止基本方針

野木町では、子どもの健全な育成を考え、いじめ問題を学校だけでなく、町全体で取り組んでいかなければならない問題と捉え、町、学校、幼稚園、保育園、家庭、地域が一体となっていじめ防止に取り組むため「いじめ防止対策推進法」に則り、「野木町いじめ防止基本方針」を策定いたしました。

野木町教育大綱を根幹に据え、本町の将来像である「水と緑と人の和でうるおいのあるまち」を築いていくために、いじめ防止等に関する基本理念を次のように設定します。

いじめ防止等に関する野木町の5つの基本理念

- 全ての児童生徒は、いじめをしません。
- 全ての児童生徒は、いじめとわかっていながら見て見ぬふりをしません。
- 全ての学校は、教育活動全体を通じ、児童生徒に「いじめは絶対に許されない」ということを教えます。
- 全ての保護者は、その保護する児童生徒が、いじめを行うことがないように規範意識の醸成に努めます。
- 町、学校、家庭、関係機関等は連携して、いじめ問題を組織的に解決します。

◆いじめ防止等に関する組織

野木町と学校に、いじめ防止に関する組織を設置します。重大事態発生時には、教育委員会に設置する附属機関が調査を行います。また、その調査結果に不備がある場合や、さらに詳細な調査が必要であると認めるときは、町長が再調査のための組織を設置し調査します。

- 学校いじめ対策組織
(いじめの防止、早期発見、いじめの対処等、組織的な対応を行う)
- 野木町児童生徒支援チーム
(教育委員会内に設置し、事案発生時に学校に出向き支援する)
- 野木町いじめ問題対策連絡協議会
(いじめの状況や防止等について関係機関と連携・協議する)
- 法第14条第3項に定める教育委員会の附属機関
(重大事態発生時には調査にあたる)
- 地方公共団体の長が行う再調査のための組織
(教育委員会の調査結果を調査する)

◆野木町および学校の取組み

野木町の取組み

(例)

- ・いじめ撲滅会議の開催および支援
- ・いじめ相談窓口の周知
- ・出席停止制度の運用
- ・学校運営協議会との連携、協働
- ・教職員の多忙な状況の解消

学校の取組み

(例)

- ・校内体制のチェックと改善
- ・道徳教育と体験活動の充実
- ・アンケートや教育相談の実施
- ・いじめ事案への適切な対応
- ・情報モラル教育の推進

◆いじめの解消とは

いじめが「解消している」状態とは、次の2つの要件が満たされていることを条件とします。

- ①いじめに係る行為が相当の期間(少なくとも3か月)止んでいること
- ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

◆重大事態への対処

重大事態の捉え方 法第28条第1項より

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間(年間30日間の目安)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。



重大事態が発生した場合、教育委員会は学校と連携して対応します。従前の経緯や事案の特性、いじめを受けた児童生徒または保護者の訴えなどを踏まえて、事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断します。

問題解決が困難な事案の場合や、調査結果について保護者等が改めて第三者による再調査を希望した場合は、教育委員会に設置した附属機関が調査し、結果について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に説明するとともに、町長に報告します。

町長は、その調査結果に不備があると疑われる場合や、さらに詳細な調査が必要であると認めるときは、専門的な知識および経験を有する第三者による附属機関を設けて再調査を行うことができます。



「野木町いじめ防止基本方針」の詳細については、町ホームページをご覧ください。
(左記QRコードよりご覧いただけます)

問 子ども教育課 ☎(57)4183